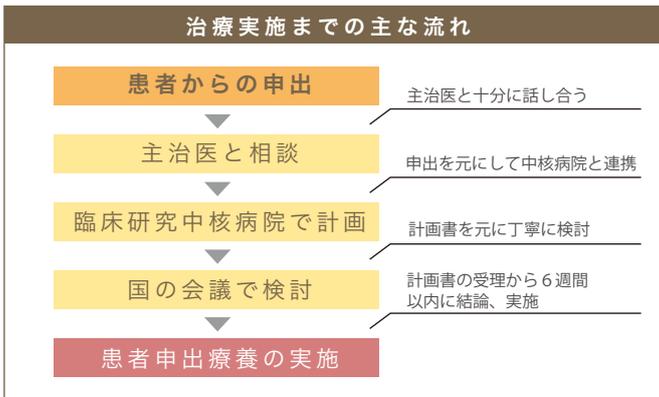


「患者申出療養」制度とは？

未承認薬などをいち早く使いたい。対象外になっているけれど治験や先進医療を受けたい。そんな患者さんたちの思いに応えるためにつくられた制度です。

患者さんからの申出を受け、医師や関連病院などが連携して、さまざまなケースについて対応できるかどうかを検討し、実施の可能性を探ります。

治療実施までの主な流れ



患者申出療養に関する web サイト

患者申出療養について (厚生労働省ホームページ)

またはキーワード検索にて

患者申出療養

検索



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114800.html>

先進医療各技術の概要 (厚生労働省ホームページ)

またはキーワード検索にて

先進医療 概要

検索

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan03.html>

人道的見地から実施される治験について (独立行政法人 医薬品医療機器総合機構ホームページ)

またはキーワード検索にて

治験情報 公開情報

検索

<https://www.pmda.go.jp/review-services/trials/0016.html>

この制度をもっと知りたい、利用したいとお考えの患者さんは主治医にご相談ください。

主治医の先生へ

全国の患者申出療養相談窓口（臨床研究中核病院または特定機能病院に設置）との連携をよろしくお願いたします。

参考：患者申出療養相談窓口設置状況一覧表

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000125924.html>

困難な 病気と闘う

そんなあなたの選択肢になる
制度についてご存知ですか？

かんじゃ もうしで りょうよう

「患者申出療養」制度



厚生労働省

かんじゃ もうして りょうよう
「患者申出療養」が、あなたの治療 の選択を助けるかもしれません。

日本では一般に行われていなければ、海外で行われている治療法があるらしい。自分にも使えるような可能性を探りたい。

試してみたい治療法があるのですが、都会の病院でしか行われていないようです。とても通えないので、近くの病院で受けることはできないか。

治験に入りたかったけれど、対象外になってしまった。同じ治療を受けることはできないか…

先進医療が行われていたようだけど、今は患者を募集していないみたい。行う方法を知りたい。

「患者申出療養」を利用するためには、まずは患者さんと主治医の相談から始まります。



患者さん

私の病気の治療に、海外で行われているらしい〇〇という治療法は使えないのでしょうか？

その治療法は保険適用にはなりません、「患者申出療養」という仕組みが使えるかもしれません。



主治医



患者さん

その他、◇◇という治療法とか、どんな治療法でも使えるのですか？

科学的根拠が必要だったり、治験や先進医療が実施されているかも調べなくてはなりません。そういった方法を取ることができるかも含めて考えてみましょう。



主治医



患者さん

費用面の心配もあり、できるだけ負担が少ないと助かるのですが…

保険が使えない分は自己負担になる可能性があります。どれくらいの負担が発生するかを含め、相談しましょう。



主治医



患者さん

ありがとうございます、ぜひお願いします。

先進的な医療を受けやすくして患者さんをサポートします。

未承認薬などを治療で使うと全額自己負担となりますが、患者申出療養では保険給付の対象の分 自己負担が軽く済みます。

【患者さん負担のイメージ図】



もっと知りたい！「患者申出療養」のQ&A

- Q** 新しい治療法があると聞きましたが、自分にあうのかわかりません。
- A** 新しい医療技術の専門的な知識や病状にあわせた治療法の実施が必要となりますので、まずは主治医にご相談下さい。その上で、申し出るかどうかについては患者さん本人に決めていただきます。
- Q** 患者からの申出があれば、どんな治療法でも受けられるのですか。
- A** 現時点である程度の科学的根拠がない治療法などは対象となりません。その医療技術が患者さんの病状に対してきちんと効く可能性が高いか（有効性）、また大きな副作用の心配がないか（安全性）などを検討することとなります。
- Q** 主治医から、患者申出療養という制度の説明も受けたのですが、よく理解ができず、不安です。この制度を使った方がよいですか。
- A** 患者申出療養は、患者さんご自身がその医療技術、制度についてしっかりと理解し、納得した上で、患者さんの意思で申出を行う制度です。患者さんがしっかりと納得できるまで、主治医とよく話し合ってください。